

汚泥肥料県内受け入れ拒否を求める署名

原子力災害対策本部は、六月十六日、放射能汚染された上下水道や集落排水の汚泥について、これを関係府省が安全性を評価した上で利用しても良いとする通達を出しました。これを受けて、六月二十四日、農林水産省は、放射能汚染の進む十五都県の下水道処理場の汚泥について、放射性セシウム一キログラムあたり二百ベクレル以下を基準に肥料材料として流通を認める通達を出しました。

これは、微量の放射性物質からも引き起こされる低線量内部被曝障害の危険を無視した誤った決定です。さらには、広範囲で検出されているストロンチウムなどのさらに深刻な被曝障害をもたらす放射性物質核種がこの検査基準には含まれていません。一旦安全基準が示されたことによつてすべての汚泥肥料に放射性物質が混入する可能性が生まれました。

汚泥肥料により、沖縄の大地と水が未来永劫にわたつて放射能汚染され、食べ物と飲み水から、県民、特に幼い子どもや妊婦やこれから子どもをつくる青年が被曝していくことを、私たちは絶対にゆるすことができません。肥料取締法三十条にある肥料販売業者に対する立ち入り検査、収去に関する都道府県知事の権限、義務に基づき、汚泥肥料の県内流通を止めるよう求めます。

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県民、賛同者有志